

景観ボランティア・活動団体 活動の手引き



太田市
令和5年12月

目 次

I 景観ボランティア・活動団体とは

- 景観ボランティアとは? 1
- 活動団体とは? 1

II 景観ボランティア・活動団体の活動

- 1. 違反簡易広告物の除却 1
- 2. 違反広告物・景観阻害物件の監視・通報 3

III 屋外広告物を表示する場合のルール

- 1. 屋外広告物とは 4
- 2. 屋外広告物を表示するには 5
- 3. 屋外広告物を表示する人の義務 5
- 4. 禁止広告物 5
- 5. 禁止物件 5
- 6. 禁止地域 6
- 7. 屋外広告業の登録 6
- 8. 違反広告物に対する処置 6
- 9. 罰則 6

IV 参考資料

- 1. 除却活動に関する根拠法令 7
- 2. 屋外広告物を表示できない物件の例 8
- 3. 除却の対象となる簡易広告物の事例と関係法令 9
- 4. 様式記入例 13

この手引きでは、法令等の名称を以下のように省略しています。

- 屋 外 広 告 物 法 → 法
- 太田市屋外広告物条例 → 市条例
- 群馬県屋外広告物条例 → 県条例

この手引きは、読みやすさを優先して作成しています。

法令の表現としては、厳密に言うと正確ではないものもありますが、一般的な表現や意味を優先して使っています。

不明な点がありましたら、お問い合わせ下さい。

I 景観ボランティア・活動団体とは

○ 景観ボランティアとは？

市が実施する講習を修了し、市長より違反簡易広告物の除却や違反広告物等の監視・通報を委任された方を指します。

○ 活動団体とは？

違反簡易広告物の除却や違反広告物等の監視・通報を自主的に行うことを申し出た団体を指します。活動団体として活動するためには、1人以上の景観ボランティアが団体に所属している必要があります。

II 景観ボランティア・活動団体の活動

活動は次の2つです。

1. 違反簡易広告物の除却
2. 違反広告物・景観阻害物件の監視・通報

1. 違反簡易広告物の除却

(1)目的

はり紙、はり札等、広告旗、立看板等の簡易広告物のうち、条例に違反して掲出される広告物は「違反簡易広告物」と言い、地域の景観を著しく損なうだけでなく、車両や歩行者の通行の妨げにもなります。

しかし、これらの違反簡易広告物は、違反者を特定することが難しく、また大量に掲出されるため、その是正は行政だけでは限界があることから、市民と行政が協力しながらその解消を図っていく必要があります。

そのため、市ではこのような違反簡易広告物の除却活動に協力していただける市民の皆様に違反簡易広告物の除却権限を委任し、自主的に違反簡易広告物の除却活動にご協力いただけるよう、違反簡易広告物の除却制度を創設しました。

(2)除却活動をするには

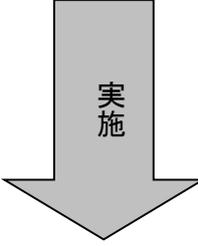
市が実施する講習を受講し、景観ボランティアとして認定されるか、活動団体としての認定を受ける必要があります。

(3)除却できる広告物

	除却できるもの	除却できないもの
種類	●違反簡易広告物（下の4種類） ・はり紙 ・はり札等 ・広告旗(＝のぼり旗) ・立看板等	・簡易広告物（左の4種類）以外のもの ・違反広告物ではないもの

	除却できるもの	除却できないもの
表示内容	<ul style="list-style-type: none"> ・営利目的のもの(金融・不動産・風俗などが多い) ・既に終了したイベントなどのお知らせ ・長期間経過し、朽ちているもの ・道路・歩道に倒れかかって危険なもの など 	<ul style="list-style-type: none"> ・政治団体、宗教団体、労働組合などの非営利団体が主催・共催・後援する行事などに関するもの ・公共機関やその関係団体による公益上必要なもの など
表示されている場所	<ul style="list-style-type: none"> ・道路上(歩道も含む)のものに限る 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路上にないもの ・民地内のもの など
表示されているもの	<ul style="list-style-type: none"> ●禁止物件(下の物件) ・信号機 ・分離帯・よう壁 ・ガードレール ・フェンス(柵) ・標識・カーブミラー ・街路樹・植栽 ・電柱・路上変電塔 ・街灯柱 ・消火栓 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・私有物(塀など)に設置されたもの ・店の前にある営業用広告 ※ ・設置者の所在が近くで、管理されている(と推測される)もの ※ など <p>※ 設置者に移動・除却を指導します。都市計画課に連絡してください。</p>

(4) 除却活動の手順

①違反簡易広告物除却活動をしたい <ul style="list-style-type: none"> ・除却できるものかどうかをもう一度確認してください 	
②除却活動事前連絡書の提出(活動する前に) <ul style="list-style-type: none"> ・必要な道具を借りてください 	
③除却活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・他のボランティアか活動団体の構成員と一緒に行ってください ・「身分証明書」を携帯し、「腕章」をつけてください ・市外での活動はできません ・夜間は危険ですので実施しないでください ・危険な場所やもの、除却が難しいもの、除却可能か迷うものは、除却せず都市計画課へ連絡してください 	
④除却活動後の処理 <ul style="list-style-type: none"> ・活動実績報告書に必要事項を記入し、提出してください ・借り入れた道具の返却をしてください ・除却したものの処分方法 <ul style="list-style-type: none"> ◆はり紙・・・家庭ごみとして廃棄してください ◆はり札等、広告旗、立看板等・・・市へ引き渡してください (指定場所への搬入か回収を依頼) 	

(5) 除却活動の際の注意点

○トラブル回避について

除却作業中における、違反簡易広告物を表示した者などからの質問やクレームに対しては、「身分証明書」を提示し、

「この広告者は太田市屋外広告物条例に違反しているため、太田市長から委任された違反簡易広告物の除却権限に基づいて除却を行っています。」と説明してください。

それでも納得しない場合は、トラブルを回避するため、作業を中止し、都市計画課および警察（緊急な場合）に連絡してください。

通報・連絡先

太田市	警察署
都市政策部都市計画課 0276-47-1839（直通） （内線 2816）	太田警察署 0276-33-0110

○景観ボランティアの報酬について

景観ボランティアは無報酬とします。

ただし、活動中の事故における傷害等に備えて、市の負担により、ボランティア保険に加入します。

2. 違反広告物・景観阻害物件の監視・通報

(1)目的

屋外広告物の適切な規制・誘導や良好な景観づくりを進めるためには、その実態を十分に把握することが必要です。しかしながら、日々変化する状況を、行政のみでくまなく把握することはできません。

そこで、地域に密着した市民や事業者の皆様に協力していただき、監視・通報制度を活用することにより、違反広告物および景観阻害物件の実態把握および改善に努めます。

(2)違反広告物とは

- ・著しく破損して危険な広告物や道路標識に酷似して紛らわしい広告物などの禁止広告物（5 ページ参照）
- ・橋りょう、石垣、街路樹や信号機などの禁止物件（5、8 ページ参照）に表示しているもの
- ・住居専用地域や公園、北関東自動車道などの禁止地域（6 ページ参照）に表示しているもの
- ・許可を取らずに表示しているもの
- ・その他、太田市屋外広告物条例に違反して表示しているもの
※ 適用除外となり、表示が認められているものもあります。

(3)景観阻害物件とは

景観阻害物件とは、条例等で具体的に定められたものではありません。地域の良好な景観の形成を著しく阻害しているものを景観阻害物件といいます。

<景観阻害物件の例>

- ・外観が朽ちていたり、破損したりしている廃屋
- ・ビニールシートハウスなどの不法占拠物
- ・不法投棄されたもの

(4)違反広告物・景観阻害物件を発見した時は

違反広告物や景観阻害物件を発見した場合は、「活動実績報告書」に必要事項を記入して、都市計画課へ提出してください。

市では、通報のあった内容を台帳にて管理し、実態を把握するとともに、関係機関と調

整を行って改善策を検討します。

Ⅲ 屋外広告物を表示する場合のルール

ポスター、広告塔、野立看板、壁面看板（＝壁面広告）などのさまざまな屋外広告は、市民生活に必要な情報を提供するだけでなく、街に賑わいや活気をもたらす役割も果たしています。

しかし、ルールを無視した屋外広告物の無秩序な表示は、美しい自然や良好な景観を損なうことになるほか、適切な維持管理が行われないと、落下や倒壊などによって公衆に危害を与えるおそれもあります。

そこで、太田市では「良好な景観の形成」、「風致の維持」及び「公衆に対する危害の防止」を図るため、『市条例』により、屋外広告物の表示についてのルールを定めています。

1. 屋外広告物とは

屋外広告物とは、次の4つの要件をすべて満たしているものをいいます。（法2条1項）

① 常時又は一定の期間継続して表示されるもの

「常時又は一定の期間」とは、イメージや思想の伝達に要する時間の程度をいいます。1日のうち数時間でも一定の場所に表示されていれば、「一定の期間」ということとなります。たとえば、朝開いて夕方閉めるシャッターに表示されている文字などです。

また、「継続して」とは、その場所に定着して表示されるものということであり、街頭で配布されるビラやチラシは定着していないため「継続して」とはいえませんが、ビラやチラシは、電柱や塀にはられてはじめて定着しているといえます。

② 屋外で表示されるもの

「屋外で」とは、建物、その他の工作物、車両などの外側においてという意味で、屋外から見えるということではありません。したがって、屋外にいる不特定多数の公衆に対して表示されているものであっても、ショーウィンドウや電話ボックスの内側にはられたもの、バスの窓の内側から外に向けた広告物は「屋外で」とはいえませんが、

③ 公衆に表示されるもの

「公衆」とは、建物などの施設の管理権を有する者の管理下でない一般の公衆のことです。したがって、自動車の運転手や一般道路の歩行者は「公衆」になりますが、野球場内や劇場内の観客及び駅のホームや電車内にいる乗客は、それぞれの施設管理者の管理下にあるため、「公衆」には該当しません。

④ 建物その他の工作物等に表示されるもの

屋外広告は、はり紙、はり札等、広告旗（＝のぼり旗）、立看板等のほか、広告塔、広告板、建物その他の工作物等（煙突、塀、岩石、樹木など）を利用して表示されるものも含まれます。つまり、有体物の広告に限られるため、音や光によるものは規制の対象外となります。たとえば、自動車や軽飛行機からの拡声器による宣伝、遊技場のサーチライトなどは屋外広告物ではありません。ただし、建物の壁面をスクリーンとして利用するものは、上記の条件を満たせば屋外広告物に該当します。

以上の要件にすべて該当すれば、**営利・非営利の区分や表示内容のいかんを問わず「屋外広告物」**になります。

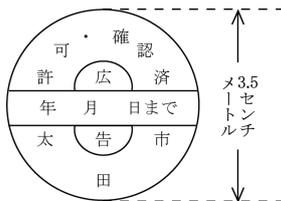
2. 屋外広告物を表示するには

市内全域が禁止地域（市条例5条）または許可地域（市条例7条）に指定されていますので、屋外広告物の表示には原則として許可や届出が必要です。

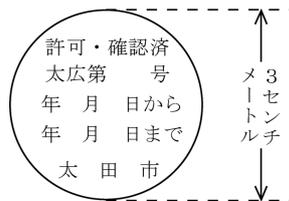
3. 屋外広告物を表示する人の義務

①許可の表示（市条例19条）

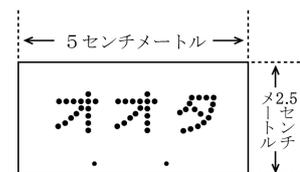
許可を受けた屋外広告物には、許可の際に交付される「許可・確認済標識（シール）」をはるか、「許可・確認済印」または「打刻印」を明示しなければなりません。



許可・確認済標識
(シール)



許可・確認済印



注1 文字等は、打抜きとすること。
注2 下段は、許可等の期限の終期を「2. 10. 1」等と打ち抜くこと

打刻印

②管理義務（市条例20条）

表示した屋外広告物については、補修などの必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければなりません。

③除却義務（市条例21条）

許可等の期間が満了したり、許可が取り消されたりした場合は、すぐにその屋外広告物を撤去するとともに、撤去した旨を市長に届け出なければなりません。

4. 禁止広告物（市条例13条）

次のような屋外広告物は、どのような場合であっても表示することはできません。

- ・ 著しく汚れたり、色があせたり、塗料がはがれたりしたもの
- ・ 著しく破損したり、老朽化したりしたもの
- ・ 蛍光塗料や反射板などを使用したもの
- ・ 倒壊または落下するおそれのあるもの
- ・ 信号機、道路標識または道路工事用標識などに類似したり、これらの効果を妨げたりするおそれのあるもの
- ・ 交通安全を阻害するおそれのあるもの

5. 禁止物件（市条例6条）

次のような物件には、原則として屋外広告物を表示することはできません。

- ・ 橋りょう、トンネル、石垣、よう壁、街路樹、市指定の保存樹木
- ・ 信号機、ガードレール、消火栓、火災報知器、郵便ポスト、電話ボックス
- ・ 送電塔、送受信塔、煙突、水道タンク、銅像、記念碑
- ・ 景観法の規定により指定された景観重要建造物・景観重要樹木
- ・ 電柱（袖付・巻付広告を除く）、街灯柱、道路の路面

など

6. 禁止地域（市条例5条）

次のような地域・場所では、原則として屋外広告物を表示することはできません。

- ・ 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、風致地区
- ・ 重要文化財、史跡、保安林、太田駅前広場、公園、市民農園
- ・ 北関東自動車道とその本線から300m以内の地域
- ・ 官公署、学校、図書館、公民館、美術館、体育館、病院、公衆便所の建物および敷地 など

注)「自家広告物(※1)」および公共目的の屋外広告物などについては、一定の条件を満たせば禁止地域でも表示することができます。

7. 屋外広告業の登録（県条例32条）

群馬県内で「屋外広告業」を営む事業者は、たとえ請負件数が1件しかない場合であっても、また、本社や営業所などが県内になくても、群馬県への登録(※2)が必要です。

なお、「屋外広告業」とは、広告主から広告物の表示に関する工事を請負い、屋外で公衆に表示することを「業」として行う法人または個人をいいます。

8. 違反広告物に対する処置

①勸告（市条例23条）

市長は、違反広告物の設置者、管理者に対し、期間を定めて該当する屋外広告物の改修、移転または除却などの必要な措置をとるよう勧告することができます。

②措置命令（法7条および市条例24条）

違反広告物については、市長から除却などの措置が命ぜられます。（市条例24条）

なお、違反広告物のうち、はり紙、はり札等、広告旗、立看板等などの場合は、市長(※3)自ら除却し、またはその命じた者もしくは委任した者が除却することができます(※4)。（法7条4項）

9. 罰則

市条例や県条例に違反した場合は、懲役刑、罰金刑に処せられることがあります。

【罰則の例】

1. 登録を受けないで屋外広告業を営んだ者
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（県条例38条の2）
2. 違反に対する措置命令に従わなかった者
50万円以下の罰金（市条例39条）
3. 条例に違反して禁止地域や禁止物件に表示した者、許可を受けないで表示・変更・改造した者、除却をしなかった者
30万円以下の罰金（市条例40条）
4. 虚偽の報告をしたり、立入検査を拒んだりした者
20万円以下の罰金（市条例41条）
5. 協議・届出をしないで表示した者
10万円以下の罰金（市条例42条） など

※1 「自家広告物」とは、自己の店名や商標、事業内容などを表示し、自己の店舗や事業所に設置する屋外広告物をいいます。

※2 登録事務は群馬県が行っています。

※3 条文では「都道府県知事」と記述されていますが、ここでは「市長」と読み替えています。

※4 市長は群馬県知事から除却権限を移譲されています。

IV 参考資料

1. 除却活動に関する根拠法令

屋外広告物法

第3条 (広告物の表示等の禁止)

第4条 (広告物の表示等の制限)

第5条 (広告物の表示方法等の基準)

第7条 (違反に対する措置) (第1項～第2項 略)

4 都道府県知事は、第3条から第5条までの規定に基づく条例（以下この項において「条例」という。）に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。）、**広告旗**（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）又は**立看板等**（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、**広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。**ただし、はり紙にあつては第1号に、はり札等、**広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。**

1. 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けずに表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあつては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。

2. 管理されずに放置されている（※）ことが明らかなきとき。

第28条 (景観行政団体である市町村の特例)

都道府県は、地方自治法第252条の17の2の規定によるもののほか、第3条から第5条まで、第7条又は第8条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、条例で定めるところにより、景観行政団体である市町村又は地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第7条第1項に規定する認定市町村である市町村（いずれも指定都市及び中核市を除く。）が処理することとすることができる。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該市町村の長に協議しなければならない。

※「管理されずに放置されている」とは、以下の場合をいいます。

ア. 補修その他必要な管理をなさず、良好な状態に保持されていない場合

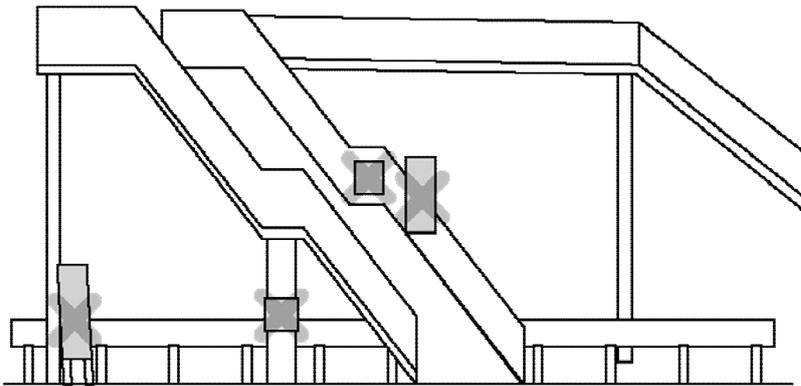
イ. 行政庁が違反を発見し、除却すべき旨を通告したにもかかわらず、除却に必要と認められる期間（通常5日程度）を経過した後もそのまま放置されている場合

ウ. 禁止物件に表示・設置されている、または表示・設置されている物件などの管理者の承諾を得ていない広告物等のように、広告物等の表示者または設置者の管理・支配が行なわれていない場合

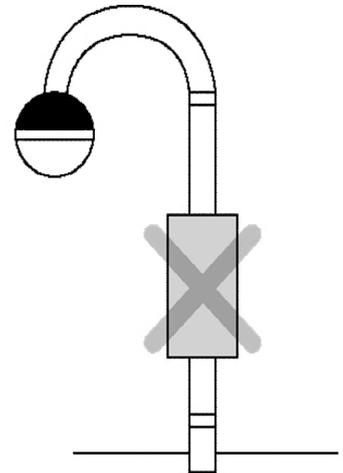
群馬県の関係条例

- ・群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条
- ・群馬県屋外広告物条例第37条の3

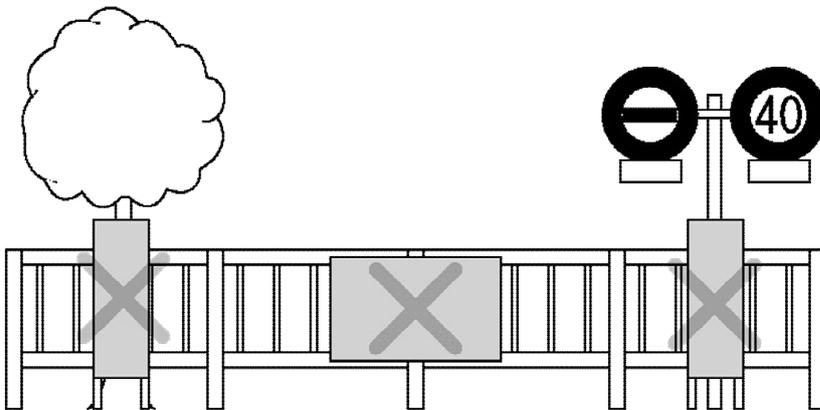
2. 屋外広告物を表示できない物件の例



橋りょう



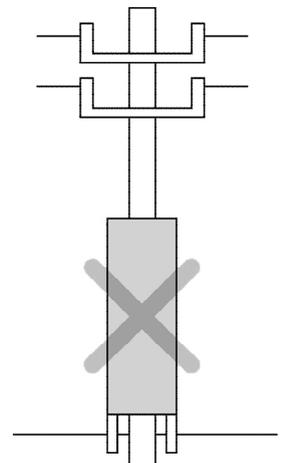
街灯柱



街路樹

歩道さく

道路標識



電柱

3. 除却の対象となる簡易広告物の事例と関係法令

① は り 紙	
除却できるもの	除却できない（しない）もの
 <p style="text-align: right;">電柱にはり付けたもの</p>	 <p style="text-align: right;">民家の塀などにはり付けたもの</p>
 <p>街灯柱にはり付けたもの</p>	
 <p style="text-align: right;">電柱に 梱包用テープで 巻き付けたもの (裏打ちなし)</p>	
<p>注意 電話ボックス内にはられたビラについて</p> <p>電話ボックス内の広告物は「屋外広告物」ではありませんので、県からの移譲権限では除却できません。</p> <p>電話ボックス内の広告物を除却する場合は、NTTへ委嘱状交付の申請が必要となりますので、その際は都市計画課へご連絡ください。都市計画課よりNTTへ委嘱状交付申請を行いません。</p>	

② はり札等

除却できるもの

除却できない(しない)もの



プラスチック板をビニル紐で固定したもの



電力会社により許可を受けた電柱広告



ベニヤにはったはり紙を針金で固定したもの



公共団体が掲示したもの



鉄板をプラスチックバンドで固定したもの



管理上必要なため掲示したもの



カーブミラーに針金で固定したもの



民家の塀などにはり付けたもの



民家のフェンスなどにはり付けたもの

③ 広告旗（のぼり旗）

除却できるもの	除却できない（しない）もの
<p>植え込み（中央分離帯）ののぼり旗</p> 	<p>店の前ののぼり旗</p> 

④ 立看板

除却できるもの	除却できない（しない）もの
 <p>電柱や街灯柱に立てかけて針金などで固定してあるもの</p>	 <p>公共団体が掲示したもの</p> 

○太田市屋外広告物条例（抜粋）

（禁止物件）

第6条 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- （1） 橋りょう、トンネル、高架構造及び分離帯
- （2） 石垣、擁壁その他これらに類するもので市長が指定するもの
- （3） 街路樹、路傍樹及び太田市緑化条例（平成17年太田市条例第224号）第9条第1項の規定により指定された保存樹木
- （4） 信号機、道路標識、カーブミラー、ガードレール又は歩道さく、こま止め、里程標その他これらに類するもので市長が指定するもの
- （5）～（10）省略

2 電柱、街灯柱その他これらに類するもので市長が指定するものには、はり紙、はり札等、広告旗、立看板等及び市長が指定する広告物を表示してはならない。

（適用除外）

第11条 次に掲げる広告物等については、第5条から前条までの規定（※）は、適用しない。

- （1） 法令の規定により表示し、又は設置する広告物等
- （2） 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等
- （3） 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらを掲出する物件
- （4） その他規則で定める広告物等

2～4省略

5 次に掲げる広告物等については、第6条第1項及び第2項の規定は、適用しない。

- （1） 第6条第1項第2号、第7号、第8号又は第10号に掲げる物件にその所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため表示する広告物で規則で定める基準に適合するもの
- （2） 前号に掲げるもののほか、第6条第1項各号に掲げる物件及び同条第2項の電柱、街灯柱その他これらに類するもので市長が指定するものにその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物
- （3） 前2号に掲げる広告物を掲出する物件
- （4） その他第6条第1項第8号に掲げる物件に表示する広告物で規則で定める基準により市長の許可を受けて表示するもの

6～7 省略

※第5条から前条までの規定

- ・第5条 禁止地域等
- ・第6条 禁止物件
- ・第7条 許可地域等
- ・第8条 告示
- ・第9条 景観形成型広告整備地区（指定なし）
- ・第10条 広告物協定地区（指定なし）

○軽犯罪法（抜粋）

第1条 左の各号の1に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

（1）～（32）省略

- （33） みだりに他人の家屋その他の工作物にはり札をし、若しくは他人の看板、禁札その他の標示物を取り除き、又はこれらの工作物若しくは標示物を汚した者

4. 様式記入例

様式第3号（第5条、第12条関係）

活動前に提出

除却活動事前連絡書

年 月 日

（宛先）太田市長

連絡者 住所（所在地）太田市浜町2番35号
 氏名（団体名）太田景観クラブ
 代表者氏名（団体の場合）景観 一郎
 電話番号 0276-47-0000

違反簡易広告物の除却活動を行うので、太田市景観ボランティア等制度実施要綱第5条第1項第12条第1項の規定により、次のとおり連絡します。

除却活動日時	除却活動場所	参加予定者数	備考
年 月 日 13時から15時まで	浜町地内	5人	
年 月 日 13時から15時まで	浜町地内	5人	
年 月 日 時から 時まで			
年 月 日 時から 時まで			
年 月 日 時から 時まで			
年 月 日 時から 時まで			
年 月 日 時から 時まで			
年 月 日 時から 時まで			
年 月 日 時から 時まで			
年 月 日 時から 時まで			

（注）数回分にわたり活動の予定日時が事前に決定しているときは、まとめて連絡していただいてもかまいません。

活動実績報告書

年 月 日

（宛先）太田市長

報告者 住所（所在地）太田市浜町2番35号
 氏名（団体名）太田景観クラブ
 代表者氏名（団体の場合）景観 一郎
 電話番号 0276-47-0000

太田市景観ボランティア制度等実施要綱 第5条第2項 第12条第2項 の規定により、次のとおり活動の実施結果を報告します。

活 動 日	年 月 日	
活動参加者数	5 人	
除 却 数	はり紙	10 枚
	はり札等	5 枚
	広告旗	3 個
	立看板等	0 本
通 報 数	種類	数 量
通報物件 （場 所）	不法投棄（家電製品） （浜町〇番△号付近）	
主な活動地域	浜町地内	

（注）詳細を別紙1・2に記入してください。

太田市役所 都市計画課

〒373-8718 群馬県太田市浜町2番35号
T E L : 0276-47-1839
F A X : 0276-47-1883
E-m a i l : 030300@mx.city.ota.gunma.jp

